

山梨県自転車条例

～山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例～

自転車損害賠償責任保険等への 加入は義務です!

令和2年

10月1日から



自転車事故の高額賠償事例

**損害賠償額
9,521万円**

男子小学生(11歳)が夜間自転車で坂道を時速20～30kmで下っていたところ、歩行中の女性(62歳)に気づかず正面衝突し、女性は意識が戻らない状態となった。

**損害賠償額
9,266万円**

自転車運転中の男子高校生が歩道から車道を斜めに横断したところ、自転車で直進してきた男性(24歳)と衝突し、男性は重大な障害が残った。

**損害賠償額
4,746万円**

男性(46歳)が自転車で信号無視をして通行したところ、横断歩道を渡っていた女性(75歳)と衝突し、女性は死亡した。

被害者の速やかな救済と加害者の経済的負担を軽減するため、自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければなりません。
※自転車損害賠償責任保険等とは、自転車利用中の事故により、相手の生命又は身体が害された場合の損害を補償することができる保険又は共済のことです。

自転車損害賠償責任保険等への加入義務者

自転車利用者

自転車を利用する
未成年者を
監護する保護者

従事者に
自転車を利用させる
事業者

自転車貸付
事業者

自転車損害賠償責任保険に加入しましょう!

■自転車保険の種類

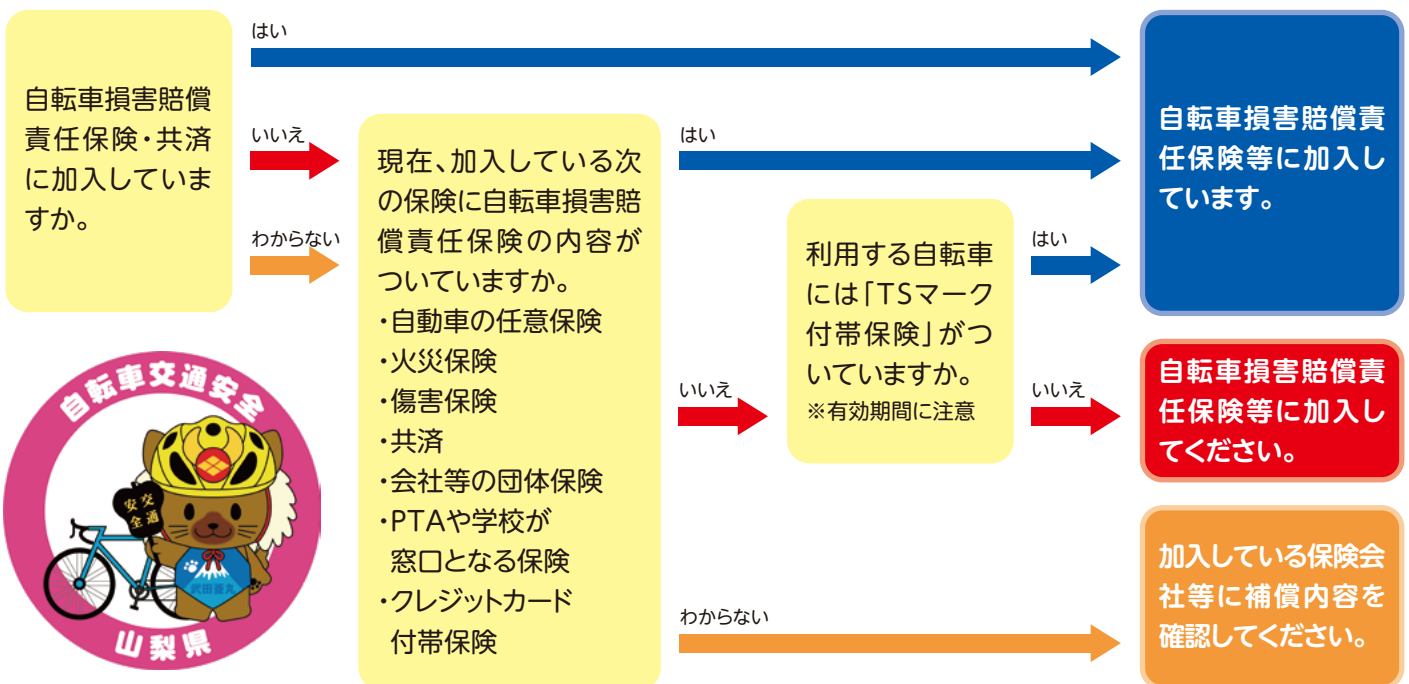
《個人向けの保険》

- 自転車向け保険
- 各種保険(自動車・火災・傷害)の特約
- 会社等の団体保険
- PTAや学校が窓口となる保険
- 共済(全労済、県民共済など)
- TSマーク付帯保険(自転車の車両に付帯した保険)
- クレジットカード付帯保険

《事業者向けの保険》

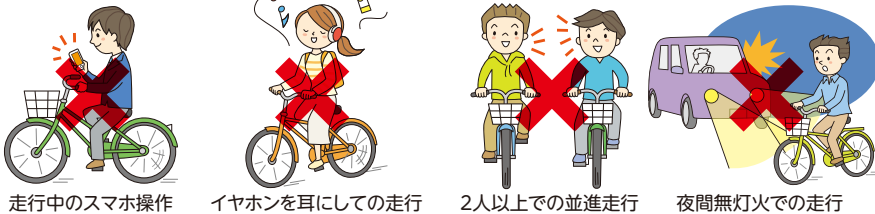
- 施設所有者賠償責任保険
- TSマーク付帯保険(自転車の車両に付帯した保険)

■保険加入状況チェックシート



自転車事故防止のため、安全で適正な利用に努めましょう!

●自転車はくるまの仲間です。交通安全ルールを守りましょう。



走行中のスマホ操作 イヤホンをしての走行 2人以上での並進走行 夜間無灯火での走行

●交通事故防止のため、自転車の側面に反射器材等を備えましょう。



●幼児や児童が自転車に乗るときは、けがをしないようヘルメット、肘当て、膝当て、手袋等を着用させましょう。



●幼児用座席に乗せるときは、ヘルメット・ベルトを着用しましょう。



●普段から自転車の点検・整備を行いましょう。



お問い合わせ

山梨県リニア交通局交通政策課
TEL 055-223-1353

条例について詳しくはHPをご覧ください。

山梨県 自転車条例

検索

